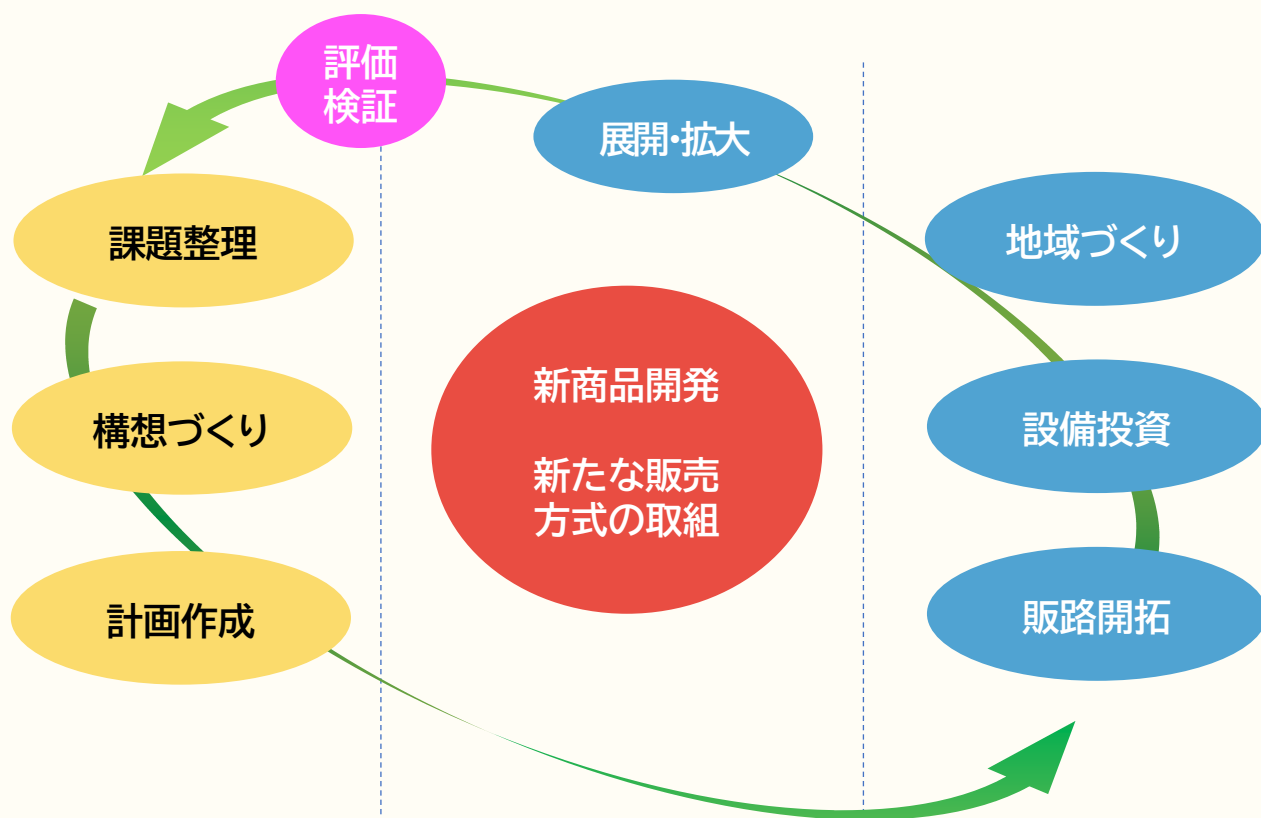


# 6次産業化支援制度のご案内

「埼玉県6次産業化等サポートセンター(地域資源活用・地域連携サポートセンター)」  
が6次産業化に取り組む農業者等の皆様をしっかりとサポートします！



## ■ 支援メニュー ■



## 「6次産業化」と「地域資源活用・地域連携」

「6次産業化」とは、農林漁業者等が、農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的にかかわり、新たな付加価値を生み出す取組のことです。

「地域資源活用・地域連携」とは、これまでの6次産業化を発展させて、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、多様な事業者の参画によって新事業や付加価値を創出し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組のことです。



※農林水産省ホームページより引用

## 埼玉県6次産業化等サポートセンター(地域資源活用・地域連携サポートセンター)

県では、農業ビジネス支援課及び各農林振興センターに「埼玉県6次産業化等サポートセンター(地域資源活用・地域連携サポートセンター)(以下、「サポートセンター」という。)」を設置し、個別相談や各種研修会の開催等を通じて、6次産業化等に取り組もうとする方や発展させていこうとする方をサポートします。

<サポートセンターの主な業務>

- (1)6次産業化等に関する支援制度の情報提供
- (2)新商品開発や新たな販売方式に取り組むための計画書作成支援
- (3)計画実現に向けた各種相談への対応
- (4)専門家の派遣による課題解決、経営改善の支援
- (5)経営や加工に関する研修会の開催
- (6)情報交換会、新商品お披露目会の開催
- (7)国の交付金を活用するための各種支援

6次産業化担当の普及指導員によるサポート体制に加え、課題の解決や経営改善を目指す農林漁業者等の皆様に、専門家を派遣する制度もあります。



情報交換会(異業種マッチング)



「農業発!新商品お披露目会」で商品紹介

## 専門家派遣について

埼玉県内の農林水産業等について専門知識と豊かな経験をもつ専門家(県地域プランナー)が経営改善に向けた商品開発や販路開拓のご相談に応じます。

### ■ 支援対象者の主な要件

1. 6次産業化等、県内において地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等であること
2. 支援実施年度の5年後の経営改善目標を設定すること
3. プランナー等の支援を受けながら経営改善戦略を作成すること
4. 目標年度までの間、経営改善状況調査票等を毎年提出すること
5. 決算報告書等の経営状況がわかる書類をサポートセンター等の求めに応じ提出できること

### ■ プランナー派遣の流れ

1. まずはサポートセンターに相談します。
2. 現行のビジョンや経営指標等を記載した支援シート\*をサポートセンターの職員と作成します。
3. 県6次産業化等支援検証委員会において支援対象者を選定します。
4. 相談内容や課題に応じたプランナーを選定し、支援対象者ごとのサポート体制を構築します。
5. 経営全体の付加価値額(経常利益+人件費+減価償却費)を増加させるため、プランナーを派遣し、経営改善戦略の作成及び実行を支援します。
6. 支援年度の翌年度から目標年度(5年後)までの間、経営改善状況調査を毎年行います。

\*国で定められている様式を使用します。

上記のプランナー派遣以外にも、初歩的な課題解決のための専門家(県6次産業化サポーター)派遣制度も用意していますので、まずはお近くのサポートセンターにお問い合わせください。



## 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定

「六次産業化法」に基づいた事業計画を作成し、要件を満たす場合には、国の認定を受けることができます。

### ■ 認定要件

【事業主体】農林漁業者(個人・法人)または農林漁業者の組織する団体(任意組織も可)

【事業内容】次のいずれかを行うこと

- ①自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発
- ②自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売方式の導入
- ③①又は②に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

【経営の改善】次の2つの指標のすべてが満たされること

①対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること

②所得の指標

農林漁業及び関連事業の所得が計画終了時まで向上し、終了年度は黒字になること

【計画期間】5年以内(3~5年が望ましい)

■ 認定のメリット(※いずれのメリットも別途申請・審査等の手続きが必要です。)

- ①農業改良資金(農業者向け無利子融資資金)の据置期間の延長
- ②地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)(国交付金)の活用に対する支援

# 補助金メニュー

ソフト支援

## 地域資源活用・地域連携推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

事業内容	補助率	事業実施主体
[支援対象となる取組(複数の組合せも可)] ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ② 新商品開発・販路開拓の取組 ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組	①～④: 1/2以内 ⑤:定額  上限額: 500万円	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体

### ■ 事業実施主体の要件

- ・ 事業実施主体が市町村等以外である場合は、事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークを構築する又は構築することが確実であること
  - ・ 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会\*を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること
- \* 地域資源活用・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの等

### ■ 成果目標

- ・ 地域資源活用・地域連携の取組に係る売上高を10%以上増加させる目標を設定する必要があります。
- ・ 目標年度：事業完了年度の翌々年度(事業開始年度から3～4年以内)

ハード支援

## 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援します。

事業内容	補助率	事業実施主体
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。	3/10以内 ただし要件によっては 1/2以内  上限額:原則1億円 (最大2億円)	農林漁業者団体、 中小企業者

### ■ 採択条件(主なもの)

- ・ 事業規模が1億円以上の場合は、5年以上の経営経験があること
- ・ 支援対象を含む多様な事業者が3者以上が連携するネットワークを構築すること
- ・ 直近の3年で3期連続して経常損失がなく、かつ、直近の決算で債務超過でないこと等
- ・ 以下の①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
  - ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
  - ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
  - ③ 県若しくは市町村が策定する戦略

### ■ 対象施設等(主なもの)

農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設  
(選別・選果機、集出荷施設、処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装・検査用機械、処理加工施設、販売施設、その他、総合化事業計画の取組に真に必要なと認められる機械・施設等)

# 埼玉県6次産業化等サポートセンター 支援メニュー

## 1 個別相談

- 県内9か所に相談窓口を開設しています。
- 農林漁業者等の皆様が計画作成するための現状把握や課題整理、目標設定などを支援します。
- 計画に基づく新商品開発や新たな販売方式の実現に向けた支援を行います。

## 2 専門家派遣

- 6次産業化等に関する課題解決や経営改善のため、農林漁業者等の皆様に専門家派遣を行う制度があります。

## 3 スキルアップ研修会

- 6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の皆様向けに、6次産業化に関する基礎的な情報提供、加工技術や衛生管理、商談能力向上などをテーマとする研修会を農林振興センター単位で開催します。

## 4 情報交換会

- 新たなネットワークを構築するための情報交換会を、県域及び農林振興センター単位で開催します。
- 農林漁業者等、加工業者、流通業者等の皆様のマッチングを支援し、新商品開発等の取組を促進します。

## 5 農業発！6次産業化新商品お披露目会

- 6次産業化新商品を一堂に集め、県内外の食品バイヤー等にPRします。
- 新商品PRに加え、よりよい新商品づくりに向けた多くの意見を聞くことができます。

## 6 国交付金を活用した施設整備等の支援

- 農林漁業者等の皆様が、新商品開発や新たな販売方式を導入する場合、取組に必要な施設整備等を支援します。
- 市町村に対し、6次産業化等に関する戦略策定の支援を行います。

## 7 人材育成研修会

- 行政、JA、商工会議所等の職員を対象として6次産業化の推進に必要な知識・技術等に関するセミナーを開催します。



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

## 6次産業化についての問い合わせ先



### さいたま農林振興センター

さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町

さいたま市浦和区北浦和5-6-5  
TEL : 048-822-1007  
FAX : 048-834-5366

### 川越農林振興センター

川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町

川越市新宿町1-17-17  
TEL : 049-242-1804  
FAX : 049-244-2399

### 東松山農林振興センター

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

東松山市六軒町5-1  
TEL : 0493-23-8582  
FAX : 0493-23-8530

### 秩父農林振興センター

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

秩父市日野田町1-1-44  
TEL : 0494-25-1310  
FAX : 0494-22-9152

### 本庄農林振興センター

本庄市、美里町、神川町、上里町

本庄市朝日町1-4-6  
TEL : 0495-22-3116  
FAX : 0495-24-7510

### 大里農林振興センター

熊谷市、深谷市、寄居町

熊谷市久保島1373-1  
TEL : 048-526-2210  
FAX : 048-526-2494

### 加須農林振興センター

行田市、加須市、羽生市

加須市不動岡564-1  
TEL : 0480-61-3911  
FAX : 0480-61-2481

### 春日部農林振興センター

春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

春日部市大沼 1-76  
TEL : 048-737-6311  
FAX : 048-737-6313

### 農業ビジネス支援課

さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL : 048-830-4095  
FAX : 048-830-4830